

随意契約結果(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	高速電気軌道第7号線鶴見緑地変電所外1箇所回生電力吸収設備改造	産業用機器	富士電機(株)	¥6,156,000	平成28年6月1日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
2	リレー外2点 買入	通信用機器	(株)テック	¥1,320,570	平成28年6月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
3	カーボンブラシ その1 買入	船舶・航空機・鉄道	東海ファインカーボン(株)	¥1,787,734	平成28年6月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
4	路線バス用換気扇操作器外3点 買入	自動車用品	新和商事(株)	¥336,636	平成28年6月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
5	高速車両コックグリス外4点 買入	石油類	日本礦油(株)	¥3,073,701	平成28年6月10日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
6	ガラスコーティング剤 買入	その他材料	大阪スリーボンド(株)	¥210,600	平成28年6月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
7	高速車両 側面行先表示方向幕 買入	船舶・航空機・鉄道	(株)交通電業社	¥237,600	平成28年6月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
8	高速車両 角型シールドビーム 買入	船舶・航空機・鉄道	コイト電工(株)	¥1,188,000	平成28年6月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
9	据付用品外3点 買入	産業用機器	(株)京三製作所	¥19,312,560	平成28年6月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
10	大阪市交通局財務会計システムサーバ機器等一式長期借入(再リース)	事務用品賃借	東京センチュリーリース(株)	¥15,694,560	平成28年6月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G7	—
11	高速車両(20系)アルカリ蓄電池修繕	船舶・航空機・鉄道	古河電池(株)	¥1,234,440	平成28年6月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
12	洗浄式掃除機修繕(鶴見検車場)	産業用機器	ニチユMHI近畿(株)	¥726,140	平成28年6月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
13	高速車両合成制輪子(3) 買入	船舶・航空機・鉄道	日本信号(株)	¥11,664,000	平成28年6月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
14	高速車両継手組立 買入	船舶・航空機・鉄道	大光電氣(株)	¥746,496	平成28年6月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
15	ワックス剥離剤 買入	日用品類	リスロン(株)	¥680,400	平成28年6月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
16	連動装置用線条リレー外1点買入	通信用機器	大同信号(株)	¥533,520	平成28年6月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
17	高速車両(70系)主電動機(LIM)修繕	船舶・航空機・鉄道	三菱電機(株)	¥4,752,000	平成28年6月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
18	ATC装置部品(ATC地上地下切替スイッチ外3点)買入	船舶・航空機・鉄道	三菱電機(株)	¥1,066,500	平成28年6月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
19	制御装置・運転台表示装置部品(CHGR用抵抗外2点)買入	船舶・航空機・鉄道	三菱電機(株)	¥918,000	平成28年6月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
20	アラジンググリス買入	石油類	草野産業(株)	¥1,277,640	平成28年6月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—

随意契約結果(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	連動装置用線条リレー外29点買入	通信用機器	(株)京三製作所	¥18,198,000	平成28年6月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
22	レール削正車(RGH-10-2)修繕	船舶・航空機・鉄道	日鉄住金レールウェイテクノス(株)	¥1,015,200	平成28年6月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
23	高速車両用幌 買入	船舶・航空機・鉄道	(株)成田製作所	¥5,889,240	平成28年6月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
24	擦り板組立 買入	船舶・航空機・鉄道	東洋電機製造(株)	¥13,597,113	平成28年6月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
25	中量車両(100A系)制御装置修繕	船舶・航空機・鉄道	東洋電機製造(株)	¥558,900	平成28年6月23日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
26	車体自動洗浄機修繕(井高野)	産業用機器	新和商事(株)	¥280,800	平成28年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
27	高速車両空気制動装置部品その1(VM14上弁外19点)買入	船舶・航空機・鉄道	三菱電機(株)	¥4,140,266	平成28年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
28	高速車両空気制動装置部品その2(バルブ外34点)買入	船舶・航空機・鉄道	三菱電機(株)	¥12,124,987	平成28年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
29	TRON更新型モニタ用バックライト 買入	船舶・航空機・鉄道	三菱電機(株)	¥245,160	平成28年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
30	高速電気軌道第8号線清水停留場ATC装置ユニット修繕(その2)	通信用機器	(株)京三製作所	¥177,120	平成28年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
31	試験用ICOCAカード買入	その他材料	(株)JR西日本テクシア	¥388,800	平成28年6月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
32	高速車両側窓ガラス用洗剤 買入	日用品類	(株)ミリオン・ジオサービス	¥1,749,600	平成28年6月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
33	摩擦調整材塗布装置用部品買入	産業用機器	日鉄住金レールウェイテクノス(株)	¥364,186	平成28年6月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
34	Oリング外72点 買入	その他材料	(株)三盛商会	¥4,227,076	平成28年6月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
35	汚水処理装置修繕(鶴見検車場)	産業用機器	三井造船環境エンジニアリング(株)	¥3,196,800	平成28年6月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
36	放送装置部品その1(放送増幅器外14点)買入	通信用機器	八幡電気産業(株)	¥11,984,112	平成28年6月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G3	—
37	高速電気軌道第1号線西田辺停留場駅舎冷房用冷却水ポンプ緊急修繕	産業用機器	大阪都市サービス(株)	¥1,369,440	平成28年6月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	G17	—

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第7号線鶴見緑地変電所外1箇所回生電力吸収設備改造

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本件は、高速電気軌道第7号線鶴見緑地変電所及び第4号線大阪港変電所に設置している回生電力吸収設備の制御回路に使用している電源回路の取替及び設備の改造を行うものである。

回生電力吸収設備は、列車の回生ブレーキからの余剰電力を吸収し、回生ブレーキの性能低下を防止するための設備である。

鶴見緑地変電所及び大阪港変電所の回生電力吸収設備は富士電機株式会社独自の技術で設計・製作されており、その機器構造等は他社に公開されておらず、製作者しか知り得ないものである。今回、回生電力吸収設備の改造を行うにあたっては、既設の回生電力吸収設備のシステム構成を熟知するとともに、設計から機器調整まで一貫した管理体制で行う必要がある。

さらに、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、万一、障害が発生した際の迅速な復旧対応が求められることから、これらの要件を満たす唯一の業者である富士電機株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課

(電話番号 06-6585-6579)

随意契約理由書

1 案件名称

カーボンブラシ その1 買入

2 契約の相手方

東海ファインカーボン株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速車両・中量車両に使用しているカーボンブラシの取替部品である。

接地ブラシは、車両に必要な電気を架線より供給され、最終的に車軸からレールに流れて変電所に帰るシステムにおいて、車軸の軸受部を保護するために、軸受部を避けて電流を車軸に流すための重要な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。本製品は、東海ファインカーボン株式会社製の取替部品であり、車両に複数使用しており、個々のブラシに流れる電流にばらつきが生じるとブラシと接する集電環^{※1}が荒れる原因となり、正常な状態が維持できなくなるため、性能保証上、設計が異なる数社の製品を混用することはできないため、同社以外の代替品を使用することが出来ない。

C. Mカーボンブラシは、車両の空気ブレーキおよび戸閉装置等の動力源となる圧縮空気を作り出す電動空気圧縮機に使用、M. Mカーボンブラシは、車両の主電動機に使用されており、共に整流子と呼ばれるモータ内部の電極に電気を供給する役割を担う重要部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。本製品は、東海ファインカーボン株式会社製の取替部品であり、直接整流子面に接する箇所に使用しており、整流子面に異なる製品を使用することができないため、同社以外の代替品を使用することが出来ない。

よって、上記製品を指定する。

※1 集電環・・・接地ブラシから車軸へ電流を流す部品。

(2) 業者選定理由

本件物品は、東海ファインカーボン株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所

(電話番号 06-6681-9262)

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両コックグリス外4点 買入

2 契約の相手方

日本礦油株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

ア コックグリス (NKC-G)

本品は地下鉄車両のコック^{※1}に使用するグリスである。コックは電動空気圧縮機から送られる圧縮空気の給気・遮断・排気を切り替える部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

※1 コック：制動装置や制御装置などに送る圧縮空気を、ハンドルを操作することにより給気・遮断・排気を切り替える機器

イ 3号ベアリンググリス (NKC R/B EP#3)

本品は地下鉄車両の軸箱軸受^{※2}に使用するグリスである。軸箱軸受は台車装置を構成する部品のひとつとして車輪の回転を担う最も基礎的な部品であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

※2 軸箱軸受：車軸の端を支持するためのもので、中に軸受と潤滑剤を収納した金属製の箱を軸箱といい、ここに使用する軸受を軸箱軸受という

ウ 1号シリンダグリス (NKC FFM-L)

本品は地下鉄車両のブレーキシリンダ^{※3}に使用するグリスである。ブレーキシリンダは制動装置部品のひとつで、高圧の空気を送ってピストンを作動し、テコ装置により制輪子を車輪に押し付けてブレーキ力を起こすためのものであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

※3 ブレーキシリンダ：流体圧をピストンの押し棒を介して、基礎ブレーキ装置に伝える機器

エ 2号カップリンググリス (NKC WNCG-LM5)

本品は地下鉄車両のカップリング^{※4}に使用するグリスである。カップリングは軸の偏心・傾斜などに対して自由にたわみ性を有し、トルクを円滑に伝達する役割があり、車両を構成する重要な装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

※4 カップリング：主電動機軸と減速歯車装置の小歯車軸との間の相対変位にかかわらず動力伝達を行うたわみ軸継手

オ 高荷重用グリス (NKC POG-100)

本品は地下鉄車両の軸箱支持装置に使用するグリスである。軸箱支持装置は台車枠に対して輪軸を適切な位置に保持し、さらに上下方向の荷重を支持するための装置であり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

上記ア～オに使用するグリスは安全性が保証された製品をメーカーから指定されている。指定外のグリスを使用した場合、装置の性能が十分に発揮できない恐れがあるため、メーカー指定品である上記銘柄を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、日本礦油株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部緑木車両管理事務所
(電話番号06-6681-9261)

随意契約理由書

1. 案件名称

据付用品外 3 点買入

2. 契約の相手方

株式会社京三製作所

3. 随意契約理由

(1) 機種選定理由

本件は、電気転てつ機用の据付用品及びマグネットクラッチ付モータの買入を行うものである。

電気転てつ機とは、他の線路へ列車または車両を移動させるために必要な分岐器のうちトングレー
ルを転換し基本レールに密着させ、その位置に保持させるための装置である。

据付用品は鍛造で製作されており、鉄道特有の使用環境下では高い製作精度が要求される。

据付用品は電気転てつ機の動力をレールに伝えるだけでなく、軌間を正確に保ち、脱線を防ぐものであるため列車の加重、振動にも耐え、且つ電気転てつ機及びそれに据付用品を介して接続されるレールを含めた分岐器全体の動作に悪影響を与えないものでなければならない。据付用品及びマグネットクラッチ付モータは、長期間に渡り機能を維持できる耐久性が求められ、これらの性能を満たすため、電気転てつ機の製作者は据付用品及びマグネットクラッチ付モータを包含した“転てつ装置”として電気転てつ機の機能・性能を保証している性質のものである。

従って、電気転てつ機とそれに接続する据付用品及びマグネットクラッチ付モータを製造し、両方の構造や機械的特性等を熟知した製作者でなければ、万一、電気転てつ機とは異なる製作者の据付用品及びマグネットクラッチ付モータを接続して“転てつ装置”の運用を行った場合、電気転てつ機の動作や列車振動等による据付用品及びマグネットクラッチ付モータの故障発生頻度は未知数となり、電気転てつ機からレールに至る分岐器全体の正常な動作を“転てつ装置”として性能保証している電気転てつ機の製作者からその保証をうけることができなくなり、ひいては輸送の安全に重大な影響を及ぼす恐れがある。

当該場所の電気転てつ機は株式会社京三製作所製で、独自の技術で設計・製作されたものであり、その技術については公開していない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、株式会社京三製作所製以外の代替品は使用することが出来ない。

(2) 業者選定理由

本品は、株式会社京三製作所製電気転てつ機用の据付用品及びマグネットクラッチ付モータであり、装置全般に対する知識を基に独自の技術で設計・製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保障が要求されるものであり、株式会社京三製作所製以外の代替品は使用することが出来ない。

また、株式会社京三製作所では、製品を他社には卸さず直接販売している。

よって、上記理由により、株式会社京三製作所を特命する。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画（電話番号 0 6 - 6 9 6 5 - 1 8 8 4）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市交通局財務会計システムサーバ機器等一式長期借入（再リース）

2 契約の相手方

東京センチュリーリース株式会社

3 随意契約理由

大阪市交通局財務会計システムサーバ機器等一式長期借入は、平成 22 年 7 月に 60 箇月の長期借入にて導入された機器である。

当初の更新計画では、民営化にあわせ新会計システムへの移行を予定していたが、現行機器での継続運用が必要となったため、平成 27 年 7 月に 12 箇月の再リースを行った。

現行の財務会計システムは当局の民営化まで運用を継続する必要がある。しかし、平成 28 年度以降の当局の事業計画が定まらない現時点において、更新を行うと事業計画変更等による途中解約もありえ、補償リスクも高い。

よって、既存機器の再リースで、移行時期まで対応することが経済的かつ合理的であるため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気ネットワーク課（サーバシステム）

（電話番号 06-6585-6663）

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両（20系）アルカリ蓄電池修繕

2 契約の相手方

古河電池株式会社

3 随意契約理由

当局高速車両用アルカリ蓄電池は、常に安定した直流電源を供給するための装置である。本品は、各装置の動作を制御するための制御電源として使用される他、走行中に電車線が停電した場合に車両を安全に停車させるための保安装置・制動・戸閉・合図等の電源を確保し、その後の対応を円滑に行うため無線や、乗客に連絡するための車内放送、車内照明等の電源を供給する。以上のことから、製品の良否が営業上に著しい影響を及ぼすため、高度な信頼性が要求され、電気的特性（充電特性、放電率等）に優れている必要がある。

この装置は古河電池株式会社製であり、当該メーカー独自の技術で設計、製作されており、構造、製作時のデータ及び分解整備、組立調整に要するデータ等については、他社には公開しておらず企業秘密とされている。このため、装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外は修繕を行うことは出来ない。

上記理由により、本修繕において古河電池株式会社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課

（電話番号06-6585-6601）

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両合成制輪子（3） 買入

2 契約の相手方

日本信号株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

合成制輪子とは、高速車両の走行中における車輪回転速度を減速させるためのもので、運転士のブレーキ操作で車輪踏面に合成制輪子を押し付け、その摩擦力で回転速度を抑制するものであり、摩耗限度に達したものは随時交換が必要となる消耗品である。

当局で使用している合成制輪子は、使用する号線毎に異音・異臭・摩耗量・摩擦係数・車輪踏面への攻撃性等について現車試験を行い、使用に際して問題がないことを確認したうえで採用している。

合成制輪子（3）は、標準的な摩擦係数の制輪子で、適正な制動力を保つために製作されたものであり、御堂筋線、谷町線、中央線、千日前線の主にモータ無車両に使用している。

なお、本製品は日本信号株式会社製であり、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般公開されておらず企業秘密とされているため、同社製以外の製品を使用することができない。

よって上記製品を指定する。

（2）業者選定理由

本件物品は日本信号株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所

（電話番号06-6681-9262）

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両（70系）主電動機（LIM）修繕

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

主電動機は台車に搭載され、制御装置から供給される電力により車両を走行させる駆動力を発生する装置で、車両を構成する重要な装置のひとつであり、安全運行上、高度な信頼性が要求される。

本件で修繕する主電動機は、三菱電機株式会社製であり、当該メーカ独自の技術で設計、製作されたものである。また、機器製作時のデータ及び部品選定、分解、組立、調整に要するデータ等は、他社には公開しておらず企業秘密とされている。従って、修繕後に機器が正常に機能するための性能保証上、同社以外は修繕を行うことが出来ない。

以上の理由により、三菱電機株式会社に特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課

（電話番号06-6585-6601）

随意契約理由書

1 案件名称

連動装置用線条リレー外 2 9 点買入

2 契約の相手方

株式会社京三製作所

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

本件は、連動装置類及び電気転てつ機に使用している各種リレー並びに列車接近予告警報装置用踏切警報音発生器の買入を行うものである。

連動装置とは分岐器設置の構内において、信号機、転てつ機等を電気的方法によって、信号相互間を連鎖させるための装置である。

電気転てつ機とは他の線路へ列車または車両を移動させるために必要な分岐器のうちトングレールを転換し基本レールに密着させ、その位置に保持させるための装置である

列車接近予告警報装置とは隧道内の曲線部等で見通しの悪い箇所に設置し、保守点検時の安全を確保するため、列車の接近を隧道内立入者に報知するためのものである。

本件で買入する連動装置類の各種リレー、電気転てつ機用各種リレー、列車接近予告警報装置用踏切警報音発生器は、安全輸送をつかさどる運転保安設備である連動装置、電気転てつ機、列車接近予告警報装置に使用するものであり、この装置は故障が生じないよう、さらには故障が生じてもその動作が必ず安全側に動作（フェールセーフ）すること等、高度な要件が求められる。

(2) 業者選定理由

本品は、株式会社京三製作所製連動装置、電気転てつ機、列車接近予告警報装置の取替え部品であり、装置全般に対する知識を基に独自の技術で設計・製作されたものである。また、装置が正常に機能するための性能保障が要求されるものであり株式会社京三製作所製以外の代替品は使用することが出来ない。

よって上記理由により株式会社京三製作所を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所（計画）

（電話番号 06-6967-3575）

随意契約理由書

1 案件名称
高速車両用幌 買入

2 契約の相手方
株式会社 成田製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

幌とは、車両と車両の連結面間に設け、乗客が隣の車両へと移動するときの落下防止、雨風の侵入防止の役目を行う、乗客の安全を確保する重要な装置である。

幌は、車両の曲線通過時における車両の偏奇に追従するため、伸縮性のある構造であり、走行する路線状況に合った形状でなければならないとともに、高い耐久性が求められる。

当局における車両試験の結果、上記条件を満たすのは株式会社成田製作所製幌のみであったため、同社製の幌を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社成田製作所製であり、他社では販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所
(電話番号 06-6681-9262)

随意契約理由書

1 案件名称

擦り板組立 買入

2 契約の相手方

東洋電機製造株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、中量車両に使用している集電装置の保守取替部品である。

集電装置は、電車線と呼ばれる架線（3 相 60Hz AC550V）から列車運行に必要な電力を取り込む重要な装置であり、列車を安全運行させるうえで、必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される。

本製品は、集電装置に使用されている構成部品であり、東洋電機製造株式会社製の取替部品であり、当局中量車両用として装置全般に対する知識を基に設計、選定、製作されたものである。また、装置製作時のデータ等については他社に公開しておらず企業秘密とされている。従って、部品を取り付ける上で互換性はもちろん、装置が正常に機能するための性能保証が要求されるものであり、同社製以外の製品を使用することが出来ない。よって、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は、東洋電機製造株式会社製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部 車両検修事務所

（電話番号 06 - 6681 - 9262）

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両空気制動装置部品その1(VM14 上弁外 19 点) 買入

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品は三菱電機株式会社製の、当局高速車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の製品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は三菱電機株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部車両検修事務所
(電話番号06-6681-9262)

随意契約理由書

1 案件名称

高速車両空気制動装置部品その2(マルホース 外 34 点) 買入

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

本品は三菱電機株式会社製の、当局高速車両用空気制動装置の取替部品であり、装置全般に対する知識を基に設計・製作されたものである。また装置が正常に機能するための性能保証が要求され、かつ本装置への取付の互換性を必要とするので、同社製以外の製品を使用することができない。

更に本品は、同社独自の技術で設計・製作されており、それらに関するデータ等は一般に公開しておらず企業秘密とされているため、同社以外で製作することはできない。

以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は三菱電機株式会社製であり、他社では販売されていないため、直接販売店である同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部車両検修事務所
(電話番号06-6681-9262)

随意契約理由書

- 1 案件名称
高速車両側窓ガラス用洗剤 買入
- 2 契約の相手方
株式会社ミリオン・ジオサービス
- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由
今回購入する物品は、高速車両に使用している側窓ガラス用洗剤である。
本品は、高速車両のガラス表面の汚れを除去する洗剤で、使用するにあたり洗浄力、ガラスへの攻撃性を確認する必要がある。また、時間内で汚れ除去を完了させるための高い作業性が求められる。
上記の必要性を踏まえ、複数社の製品の試験によりガラス表面の洗浄力（鱗状痕除去）、及び高い作業性が確認された株式会社ミリオン・ジオサービス製の液体ガラピカ ポリッシャー用を製品指定する。
 - (2) 業者選定理由
本件物件は、株式会社ミリオン・ジオサービス製であり、他社で販売していないため、直接販売店である同社を特名する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2項
- 5 担当部署
交通局鉄道事業本部車両部車両検修事務所
(電話番号06-6681-9262)

随意契約理由書

1 案件名称

Ｏリング外 72 点 買入

2 契約の相手方

株式会社三盛商会

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

Ｏリングとはゴムの断面形状がＯ形（円形）のもので、一般に溝に装着し適度に圧縮させ、油・空気など多種多様な流体のシール材として使用されており、当局高速車両の空気制動装置の保守部品としても使用されている。

パッキンミニＹとはゴムの断面形状がＵ形のＵパッキンで、一般に溝に装着し適度に圧縮させ、空気圧用のシール材として使用されており、当局高速車両の空気制動装置の保守部品としても使用されている。

空気制動装置については、三菱電機株式会社が装置全般に対する知識を元に設計・製作したものであり、製作に関する技術的データ等は一般に公開しておらず企業秘密とされている。

この装置の性能及び安全性・信頼性を確保できるＯリング・パッキンミニＹはサブラチック注という材質で製作されたもののみであり、三菱電機株式会社が指定する材質である。

このサブラチックを製造できるのは株式会社阪上製作所のみであり、同社製以外の製品は使用することが出来ない。

以上の理由により上記製品を指定する。

注：株式会社阪上製作所の登録商標であり、同社独自の技術で特殊配合された合成ゴム。

(2) 業者選定理由

本件物品は、株式会社阪上製作所製であり、同社で唯一の代理店である株式会社三盛商会を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部緑木車両管理事務所
(電話番号 06-6681-9261)

随意契約理由書

1 案件名称

汚水処理装置 修繕（鶴見検車場）

2 契約の相手方

三井造船環境エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

汚水処理装置は、検車場内の各種洗浄装置の排水において自動的に薬液等を加えて中和浄化し、下水道関係法令に定める排水基準に合格できるよう処理する装置である。

この汚水処理装置は、製作メーカーである株式会社三井三池製作所独自の技術で設計されている。また使用する部品の設計図やデータなどは、他社には公開しておらず企業秘密とされていたが、水処理関連事業のメンテナンス部門については、同社の関連会社である三井造船環境エンジニアリング株式会社に移管された。この装置が正常に機能するための性能保障上、三井造船環境エンジニアリング株式会社以外は、修繕を行うことができない。

よって、三井造船環境エンジニアリング株式会社と随意契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部車両部保守計画課
（電話番号 06-6585-6601）

随意契約理由書

1 案件名称

放送装置部品その1(放送増幅器外14点) 買入

2 契約の相手方

八幡電気産業株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する物品は、高速車両に使用している放送・非常通報装置の取替部品である。

放送・非常通報装置とは、乗務員室内のマイクフォンを使用して客室内一斉放送を行うものであり、また、車内での緊急事態の際には乗客が車内に設置されている非常通話盤を、乗務員は非常通話用送受話器を使用することにより車内との連絡通話機能を有している。列車を安全に運行させるうえで必要不可欠なものであり、高度な信頼性が要求される重要な装置である。

本製品は、高速車両の放送・非常通報装置に使用されている構成部品のひとつで、八幡電気産業株式会社製の放送・非常通報装置であり、装置全般に対する知識を基に当局高速車両用として設計・製作・部品選定されたものである。したがって、本装置への取付の互換性はもちろん、装置が正常に機能するため性能保証が要求されるものであり、同社以外の製品を使用することが出来ない。以上の理由により上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本件物品は八幡電気産業株式会社製であり、他社では販売していないため同社を特名する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部 車両部車両検修事務所

(電話番号 06-6681-9262)

随意契約理由書

1. 案件名称

高速電気軌道第1号線西田辺停留場 駅舎冷房用冷却水ポンプ緊急修繕

2. 契約の相手方

大阪都市サービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、高速電気軌道第1号線鶴ヶ丘冷却塔置場に設置している西田辺停留場駅舎冷房用冷却水ポンプが急遽動作しない状況となったため、緊急に修繕を行うものである。

当該機は駅舎冷房設備の根幹となる冷却水ポンプで、当該機が故障した状態では駅舎冷房用の冷却水が供給できない。この状態では駅各部に設置されている冷房機器が動作せず、お客さまに冷房サービスを提供できない状況のため、緊急に修繕を行う必要がある。

以上のことから、過去に当局の駅舎冷房設備の設置業者及び点検整備業者に連絡した結果、上記業者のみが緊急対応可能であったため、大阪都市サービス株式会社に緊急随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5. 担当部署

交通局電気部電気管理事務所計画

(電話番号06-6967-3576)